

事務事業名		軽自動車税賦課事務				担当	総務部 税務課 諸税係		
政策名		G 効率的で市民にわかりやすいまちづくり				電話番号	0285-83-8112		
施策名		4 健全な財政運営				☐ 実施計画上の主要事業			
関連個別計画						事業期間	☐ 単年度のみ		
法令根拠		地方税法、真岡市税条例					☒ 単年度繰返（開始年度 昭和29 年度～）		
予算科目		1.一般会計		2.総務費			☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）		
事業概要		軽自動車税については、地方税法により市町村の賦課事務となっている。 4月1日現在の軽自動車の所有者に対し、車両の種類や年式、燃費性能に応じて区分し税率を定め賦課している。 5月上旬に納入通知書を発送し、納期限は5月末日である。20年度からコンビニエンスストア納付を開始。							

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

①手段（主な活動） 28年度実績 毎月の廃車・新規登録等の異動データの入力。5月上旬までに、車両区分により賦課決定し、納入通知書を発送した。 29年度計画 平成28年度に同じ。				⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移						
				名称	単位	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(見込)
				ア 軽自動車税賦課台数	台	35,279	36,243	36,955	37,564	37,523
				イ						
				ウ						
				エ						
				オ						
②対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 軽自動車税納税義務者（原付自転車、軽自動車、小型2輪車、農耕用作業車等の所有者）				⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移						
				名称	単位	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(見込)
				ア 軽自動車税納税義務者	件	22,579	23,121	23,385	23,786	23,871
				イ						
				ウ						
				エ						
				オ						
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 適正な課税				⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移						
				名称	単位	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(見込)
				ア 適正に賦課された台数	台	35,279	36,243	36,955	37,564	37,523
				イ 適正に賦課された割合	%	100	100	100	100	100
				ウ 軽自動車税の調定額	千円	165,554	172,898	178,825	219,461	230,415
				エ						
				オ						
④結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） 財源の確保				⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移						
				名称	単位	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(見込)
				ア 軽自動車税収納率（現年度分）	%	96.2	96.3	96.7		96.9
				イ						
				ウ						
				エ						
				オ						
(2) 総事業費の推移					単位	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(見込)
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0	
			県支出金	千円	0	0	0	0	0	
			地方債	千円	0	0	0	0	0	
			その他	千円	0	0	0	0	0	
			一般財源	千円	3,966	4,258	4,221	4,904	5,491	
			事業費計（A）	千円	3,966	4,258	4,221	4,904	5,491	
	人件費		正規職員従事人数	人	3	3	3	3	2	
			延べ業務時間	時間	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	
			人件費計（B）	千円	4,267	4,432	4,400	4,361	4,361	
			トータルコスト(A)+(B)	千円	8,233	8,690	8,621	9,265	9,852	
(3) 事務事業の環境変化・市民意見等										
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？		地方税法に基づき、税財源として賦課している。								
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？		4輪の軽自動車については、平成2年1月に排気量が660cc以下となり、さらに平成10年10月には、衝突安全規格の対応のため車両寸法が拡大された。経済性が良いため、普通車からの乗換等もあり登録台数が年々増加している。 平成28年4月からは税率改正により約1.2ないし1.5倍かつ最低2000円に増税。 また、軽3・4輪車は、初年度登録から13年経過車は約20%重課。一方、H27.4以降新規登録車はグリーン化特例により燃費性能に応じて税率が軽減。								
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？										

2. 1 次評価の部 ＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか？ ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか？	☒ 結びついている ☐ 見直し余地がある 適正な課税をすることにより、自主財源を確保する。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか？ ・税金を投入して達成する目的か？	☒ 妥当である ☐ 見直し余地がある 地方税法により定められており、自主財源を確保する必要がある。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか？ ・意図を限定・拡充すべきか？	☒ 適切である ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある 地方税法で定められている範囲において、適正な課税をしている。
有効性評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地はない ☐ 向上余地がある 地方税法に基づく課税であり向上の余地はない。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響がある ☐ 影響がない 地方税法で定められており、廃止・休止はできない。
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか？	☐ 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） ☒ 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか？	☐ 他の事業と統合・連携ができる ☐ 他の事業と統合・連携できない
効率性評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか？ （仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 賦課システムは電算化されており、事業費は委託料が主である。
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？ ・成果を下げずに正社員以外の職員や委託でできないか（アウトソーシングなど）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の人件費である。
公平性評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか？ ・受益者負担が公正・公平になっているか？	☒ 公正・公平である ☐ 見直し余地がある 地方税法及び市税条例に基づき、適正に賦課している。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☐ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☐ ：有効性 ☐ ：効率性 ☐ ：公平性） ☐ 統合 ☒ 継続	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																					
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？																								

4. 事務事業の 2 次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1 次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☐ 評価内容は客観的と言える		(5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持				低下			
			コスト																						
			削減	維持	増加																				
成果	向上																								
	維持																								
	低下																								
(2) 2 次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☐ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☐ 適切 ☐ 見直し余地あり ③効率性 ☐ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☐ 適切 ☐ 見直し余地あり																									
(3) 2 次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☐ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) その他 2 次評価会議で指摘された事項																								